

国民健康保険・後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。拠出いただいた支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付など様々な子育て支援事業の財源として活用されます。

支援金は、みなさんが加入する医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険など）の保険税（料）とあわせて負担していただくことになります。